

令和5事業年度 後期高齢者医療制度関係業務事業計画

令和5事業年度における後期高齢者医療制度関係業務の事業計画は、次のとおりとする。

1. 高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第139条第1項第2号の規定に基づき、保険者からの後期高齢者支援金等の徴収並びに後期高齢者医療広域連合に対する後期高齢者交付金の交付等を行うものである。
2. 下記3の後期高齢者交付金の交付に要する財源等に充てるため、保険者から法第118条第1項の規定による後期高齢者支援金等として、

後期高齢者支援金	6,882,552,142 千円
後期高齢者関係事務費拠出金	402,350 千円
計	6,882,954,492 千円

を徴収することを予定している。

3. 法第100条第1項の規定による後期高齢者交付金として、

7,231,631,537 千円

を交付することを予定している。